

# 保育現場における「相談援助・保育相談支援」の現状と課題

金城 悟

(平成28年12月8日査読受理日)

## The Current Situation and Challenges of "Social Work / Consultation and Support for Child Care" in the Nursery Field

KINJO, Satoshi

(Accepted for publication 8 December 2016)

キーワード：保育現場，相談援助，保育相談支援

Key words：nursery field, social work, consultation and support for child care

### I. はじめに

近年，家族による子育て機能の低下や子育て家族の孤立化，児童虐待，貧困家庭の増加など子どもを取り巻く社会環境は年々厳しさを増している。保育者が支援の対象とする子どもや保護者の抱える課題も複雑化している。森・山本(2008)は保育所長を回答者とした調査を実施し，保育所長の約8割は保育者が対応に難しさを感じる子どもと保護者の割合は増加傾向にあると回答した結果を報告している。社会環境や保育現場の変化に伴い国の保育制度も改革を促進している。

1997年(平成9)の児童福祉法改正により，保育所は地域住民に対する保育に関する情報の提供を行うとともに，乳幼児等の保育に関する相談に応じ，助言を行うよう努めなければならないことが規定された。2008年(平成20)の保育所保育指針改定においては「第6章保護者に対する支援」が設けられ，①保育所における保護者に対する支援の基本，②保育所に入所している子どもの保護者に対する支援，③地域における子育て支援が明記された。この改訂により保育所及び保育士は，保育に欠ける子どもを親に代わって保育するという従来のケアワークに加えて子育てに関する相談・助言・指導などといったソーシャルワークやカウンセリングに関する知識・技術を援用することが求められるようになってきた(厚生労働省，2008；小沼・山口，2015)。

2010(平成22)年の「保育士養成課程等の改正について(中間まとめ)」を受けて，2011(平成23)年から「相談援助」「保育相談支援」という新たなカリキュラムが保育者養成校に導入された。この動きは複雑化・高度化した

保護者や子どもの抱える問題に適切に対応するための専門知識や支援技術を有する保育士の養成を目指すものである。

「相談援助・保育相談支援」はどのような科目として規定されているのだろうか。厚生労働省(2015)の「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について(雇児発0331第29号)」によると相談援助は保育の本質・目的に関する科目の系列で演習科目1単位，保育相談支援は保育の内容・方法に関する科目の系列で演習科目1単位となっている。いずれも保育士資格取得の必修科目である。厚生労働省は相談援助と保育相談支援の教授内容の標準的事項を示した「教科目の教授内容」を定め，指定保育士養成施設の教授担当者が教授に当たる際の参考にすることとしている。相談援助と保育相談支援の標準的教授内容を表1に示す。相談援助・保育相談支援は「保育所における相談支援や保育士の保護者支援に係る実践力を育成するため，相談援助では従来の社会福祉援助技術を踏襲し，保育相談支援においては保育における保護者支援を中心に，相談支援の基礎的技術を習得する(厚生労働省，2010a)とされている。相談援助は従来の「社会福祉援助技術」の名称変更であり，保育相談支援は「保護者に対する保育に関する指導」(児童福祉法第18条の4)について具体的に学ぶことが重要であるため新たに設置された科目(厚生労働省，2010b)である。厚生労働省の一連の見解から，相談援助は保育ソーシャルワークに関する基礎的知識・支援技術を学ぶ科目，保育相談支援は保護者支援に関する基礎的知識・支援技術を学ぶ科目と位置付けてよいだろう。

2011(平成23)年の「相談援助・保育相談支援」科目導入に伴い，保育者養成校における教授法に関する研究が活発に行われるようになった(加藤，2013，五十嵐，2013，

表1 相談援助と保育相談支援の標準的教授内容

相談援助	保育相談支援
<p>&lt;目標&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 相談援助の概要について理解する。</li> <li>2. 相談援助の方法と技術について理解する。</li> <li>3. 相談援助の具体的展開について理解する。</li> <li>4. 保育におけるソーシャルワークの応用と事例分析を通して対象への理解を深める。</li> </ol> <p>&lt;内容&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 相談援助の概要                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 相談援助の理論</li> <li>(2) 相談援助の意義</li> <li>(3) 相談援助の機能</li> <li>(4) 相談援助とソーシャルワーク</li> <li>(5) 保育とソーシャルワーク</li> </ol> </li> <li>2. 相談援助の方法と技術                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 相談援助の対象</li> <li>(2) 相談援助の過程</li> <li>(3) 相談援助の技術・アプローチ</li> </ol> </li> <li>3. 相談援助の具体的展開                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 計画・記録・評価</li> <li>(2) 関係機関との協働</li> <li>(3) 多様な専門職との連携</li> <li>(4) 社会資源の活用、調整、開発</li> </ol> </li> <li>4. 事例分析                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 虐待の予防と対応等の事例分析</li> <li>(2) 障害のある子どもとその保護者への支援等の事例分析</li> <li>(3) ロールプレイ、フィールドワーク等による事例分析</li> </ol> </li> </ol>	<p>&lt;目標&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保育相談支援の意義と原則について理解する。</li> <li>2. 保護者支援の基本を理解する。</li> <li>3. 保育相談支援の実際を学び、内容や方法を理解する。</li> <li>4. 保育所等児童福祉施設における保護者支援の実際について理解する。</li> </ol> <p>&lt;内容&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保育相談支援の意義                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保護者に対する保育相談支援の意義</li> <li>(2) 保育の特性と保育士の専門性を生かした支援</li> </ol> </li> <li>2. 保育相談支援の基本                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 子どもの最善の利益と福祉の重視</li> <li>(2) 子どもの成長の喜びの共有</li> <li>(3) 保護者の養育力の向上に資する支援</li> <li>(4) 信頼関係を基本とした受容的かかわり、自己決定、秘密保持の尊重</li> <li>(5) 地域の資源の活用と関係機関等との連携・協力</li> </ol> </li> <li>3. 保育相談支援の実際                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保育に関する保護者に対する指導</li> <li>(2) 保護者支援の内容</li> <li>(3) 保護者支援の方法と技術</li> <li>(4) 保護者支援の計画、記録、評価、カンファレンス</li> </ol> </li> <li>4. 児童福祉施設における保育相談支援                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保育所における保育相談支援の実際</li> <li>(2) 保育所における特別な対応を要する家庭への支援</li> <li>(3) 児童養護施設等要保護児童の家庭に対する支援</li> <li>(4) 障害児施設、母子生活支援施設等における保育相談支援</li> </ol> </li> </ol>

徳弘, 2014, 勝間田ら, 2014, 鈴木, 2015, 亀崎, 2015 など). しかし, 保育者養成校における「相談援助・保育相談支援」の科目で学んだ基礎的知識・支援技術が保育現場でどのように活かされているかに関する研究は, 科目を学んだ学生が初めて保育現場に立ったのが2013年ということもあり, まだ緒についたばかりである.

そこで, 本研究は保育者養成校のカリキュラムに導入された「相談援助・保育相談支援」に関する保育者の認識や「相談援助・保育相談支援」の取り組みの現状と課題を明らかにし, 保育現場における「相談援助・保育相談支援」の効果的な展開について考察することを目的とする. なお, 本論文においては以下, 保育者養成校における「相談援助・保育相談支援」のカリキュラムの名称と保育所における業務としての「相談援助・保育相談支援」機能・役割を区別するため, 保育所における業務としての「相談援助・保育相談支援」機能・役割については「保護者支援」と操作的に名付け考察する.

## II. 方法

### 1. 調査対象

2016年5月～8月に関東地区, 中部地区で開催された保育士対象のスキルアップ講習会参加者を調査対象者とした.

### 2. 調査方法

スキルアップ講習会の開催当日に受講生全員に返送用封筒に入った調査票を個別に配布した. 講習会開催者及び受講生の承諾を得て, 受講生全員に調査の目的, 記入方法, 郵送方法, 個人情報保護に関する説明を行い調査票への記入・返送を依頼した. 受講生は調査票を持ち帰り, 記入後, あらかじめ調査者宛のラベルは貼付された返送用封筒に封入しポストへ投函した.

### 3. 調査票の構成

調査票は調査目的, 調査依頼, 「相談援助・保育相談支援」の成立過程と内容に関する解説, フェースシート, 調査項目で構成された.

フェースシートは性別, 年齢, 現在の職場, 現在の職場での勤続年数, 保育者としての全体の勤務経験年数, 雇用形態, 職位, 保育士資格取得方法, 保育士養成校卒業年度である.

調査項目は, 社会福祉援助技術または相談援助・保育相談支援」の学びに関する6項目(Q1-1～Q1-6), 保育現場における保護者支援に関する8項目(Q2-1～Q2-8), 保育現場における保護者支援の体制に関する5項目(Q3-1～Q3-5), 保護者の相談内容に関する4項目(Q4-1 [選択肢8], Q4-2～Q4-3 [自由記述])で構成された.

#### 4. 個人情報の保護

スキルアップ講習会参加者へ調査に関する説明を行う際、調査は任意であること、調査票及び返送用封筒は無記名となっており、個人が特定されることはないこと、自由記述に個人が特定される情報が記載されている場合は論文等に公表しないこと、返送された調査票は回答が数値化され、元の調査票は破棄されることを伝えた。

### Ⅲ. 結果と考察

#### 1. 被調査者のプロフィール

調査票の回収数は81人であった(回収率36.8%)。被調査者のプロフィールを表2に示す。被調査者のほとんどは女性で、年齢は21歳から59歳(平均年齢39.6歳)と保育現場で働く保育者のほぼ全世代を代表している。

#### 2. 「相談援助・保育相談支援」の「学び」に対する保育者の認識

保育者養成校において「社会福祉援助技術」または「相談援助・保育相談支援」の授業が設置されていたかという質問に対し、「社会福祉援助技術」があったと回答した割合は18.8%であり、「相談援助・保育相談支援」があった

が7.5%、いずれの授業もなかったが30.0%、覚えていないが43.8%であった。社会福祉援助技術は2001(平成13)年の「児童福祉法施行規則第39条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法」(厚生労働省告示第135号)の告示に伴って2002(平成14)年4月から保育者養成施設のカリキュラムに導入された。「相談援助・保育相談支援」は、2010(平成22)の「保育士養成課程等の改正について(中間まとめ)」を受けて、2011(平成23)年からカリキュラムに導入された。2年制の専門学校・短期大学だと2013(平成24)に「相談援助・保育相談支援」の授業を受けた最初の卒業生が社会に巣立ったことになる。本研究の被調査者の卒業年度、年齢、養成施設の種別(短大、大学等)から社会福祉援助技術がカリキュラムに配置されていたと推測される割合は7.4%、「相談援助・保育相談支援」は17.3%である。この結果は、被調査者が学んだと回答した科目名とほぼ一致している。このことから被調査者は社会福祉援助技術または相談援助・保育相談支援の科目を養成校で学んだことを認識していることがわかる。

養成校で社会福祉援助技術または相談援助・保育相談支援の科目を学んだ被調査者を込みにした授業評価の結果を集計した(図1)。この結果から、被調査者の約6割が養成校で社会福祉援助技術または相談援助・保育相談支援を学んだことにより知識・技術が得られ、約8割が保育現場で役立つと回答したことがわかる。

つぎに全被調査者を対象に社会福祉援助技術または相談援助・保育相談支援の必要性や自己評価、スキルアップに対する意識を調べた(表3)。「非常にそう思う」「ややそ

**表2 被調査者のプロフィール**

性別	女性 95.1% 男性 4.9%
年齢	21歳～59歳 平均値 39.6歳 中央値 40.0歳
現在の職場	公立保育所 40.7% 私立保育所 51.9% 認定こども園 7.4%
勤続年数	1年未満～38年 平均値 9年 中央値 4年
雇用形態	常勤職員 93.8% 非常勤職員・パート 6.2%
現在の職位	所長(園長) 9.9% 主任保育士 16.0% 一般職 67.9% その他 6.2%
卒業教育機関	大学 3.7% 短大 65.4% 専門学校 27.2% その他 3.7%

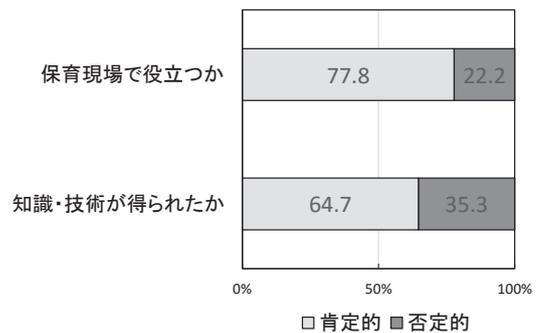


図1 「社会福祉援助技術」「相談援助・保育相談支援」の授業評価

表3 「社会福祉援助技術」「相談援助・保育相談支援」のスキルに関する評価

	非常にそう思う	ややそう思う	あまりそう思わない	まったくそう思わない	
Q1-4: 「社会福祉援助技術」または「相談援助・保育相談支援」の知識・技術は保育者にとって必要なものか	54.2	43.1	2.7	0.0	*
Q1-5: 「社会福祉援助技術」または「相談援助・保育相談支援」の知識・技術を身に付けているか	1.3	25.6	65.4	7.7	*
Q1-6: 「社会福祉援助技術」または「相談援助・保育相談支援」を学ぶ研修会等の機会があれば、参加したいか	31.8	60.8	6.1	1.3	*

\* p<.01

う思う」の回答者を込みにした度数を肯定群、「あまりそう思わない」「まったくそう思わない」の回答者の度数を否定群と操作的に定義し、1変量による $\chi^2$ 検定を行った。その結果、社会福祉援助技術または相談援助・保育相談支援の知識・技術が保育者にとり必要であると回答した肯定群は否定群より有意に多いことがわかった ( $\chi^2=64.22$ ,  $df=1$ ,  $p<.01$ )。肯定群は被調査者の約97%、否定群は約3%であり、保育者のほぼ全員が保育者にとって必要であると回答していることがわかる。自分自身が当該科目の知識・技術を身に付けていると思うかという質問に対しては否定群(約73%)が肯定群(約27%)より有意に回答者数は多かった ( $\chi^2=16.6$ ,  $df=1$ ,  $p<.01$ )。社会福祉援助技術または相談援助・保育相談支援の知識・技術を学ぶ研修会等の機会があれば参加したいと質問については肯定群(約93%)が否定群(約7%)より有意に高い値を示した ( $\chi^2=56.8$ ,  $df=1$ ,  $p<.01$ )。

これらの結果から、保育者の約9割は当該科目を学ぶことで得られる知識・技術が保育者にとり必要であることを認識しているが、保育者の約7割は自分自身が当該科目の知識・技術を身に付けていないと自己評価していることが判明した。しかし、当該科目の知識・技術を学ぶ研修会等の機会があれば参加したいと回答した保育者は約9割であり、多くの保育者が社会福祉援助技術または相談援助・保育相談支援に関する知識・技術のスキルアップを望んでいることが示された。この結果は保育現場における相談援助・保育相談支援に関する知識・技術のスキルアップを目的とした研修会等のいわゆる「学ぶ機会」を保育者自身が求めていることを示唆するものと考えられる。

現在の勤務先(保育現場)における保護者支援に対する保育者の認識を把握するため、8個の質問項目を設定した(表4)。肯定群、否定群にわけて $\chi^2$ を行った結果、Q2-1、

Q2-2、Q2-3は肯定群と否定群の間に有意差は認められなかった。被調査者が勤務する保育現場において(1)保護者支援の体制の整備、(2)保護者支援実施の適切性、(3)保護者支援に対する保育者自身の自己評価、の3点につき、いずれも肯定的な評価と否定的な評価がほぼ拮抗した割合となった。保護者支援に対する保育現場の取り組みがまだ十分整備されていない現状を示唆するものと考えられる。

一方で保護者支援に関する知識・技術のスキルアップについては肯定群が否定群より有意に多く ( $\chi^2=77.0$ ,  $df=1$ ,  $p<.01$ )、保護者支援に関する研修会等の機会があれば参加したいと回答した肯定群は否定群より有意に多い値を示した ( $\chi^2=77.0$ ,  $df=1$ ,  $p<.01$ )。保育現場における保護者支援の体制はまだ十分に整備されているとはいえないものの、保育者自身は保護者支援に関する研修会に参加し、知識・技術のスキルアップを図りたいと考えていることが明確に示されている。

保護者支援を行う上で上司、同僚など周囲のサポートが得られているかという質問に対しては肯定群が否定群より有意に高い値を示した ( $\chi^2=42.1$ ,  $df=1$ ,  $p<.01$ ) が、保護者支援が保育者自身にとって精神的負担となっている割合も有意に多い値を示した ( $\chi^2=15.1$ ,  $df=1$ ,  $p<.01$ )。保護者による保護者支援は保護者にとって必要であるかという質問は肯定群が有意に多い値を示した ( $\chi^2=77.0$ ,  $df=1$ ,  $p<.01$ )。保育者のほぼ全員は、保護者支援は保護者にとり必要であると認識しているものの、保護者支援に関する保育活動自体については保育者にとって精神的負担になっていることがわかる。保護者支援の実施に臨み、上司等のサポートは得られているが、そのサポートが保育者の精神的負担感を低減する方向につながるような支援体制を整えることが保育現場の今後の検討課題となろう。

表4 保護者支援に対する保育者の認識

	非常にそう 思う	ややそう 思う	あまりそう 思わない	まったくそう 思わない	
Q2-1: あなたの勤務先では「保護者支援」の体制が明確に整備されている と思いますか?	15.0	37.5	43.8	3.7	n.s.
Q2-2: あなたの勤務先では「保護者支援」が適切に行われていると思 いますか?	21.0	37.0	40.7	1.3	n.s.
Q2-3: あなた自身は現在の職場で「保護者支援」をうまく行っているほう だと思いますか?	4.9	44.4	46.9	3.8	n.s.
Q2-4: あなたは「保護者支援」に関する知識・技術力をアップさせたいと 思いますか?	74.1	24.7	1.2	0.0	*
Q2-5: あなたは「保護者支援」について学ぶ研修会等の機会があれば、参 加したいと思いませんか?	65.4	33.4	1.2	0.0	*
Q2-6: 「保護者支援」を実施する上で、上司、同僚など周囲のサポートは得 られていますか?	41.2	45.0	11.3	2.5	*
Q2-7: 「保護者支援」はあなたにとって精神的な負担になっていますか?	18.5	53.1	27.2	1.2	*
Q2-8: 保育者による「保護者支援」は「保護者」にとって必要だと思 いますか?	74.1	24.7	1.2	0.0	*

\* $p<.01$

表5 保護者支援の体制

	非常にそう 思う	ややそう 思う	あまりそう 思わない	まったくそう 思わない	
Q3-1: あなたの勤務先では「児童虐待」に対する保護者への支援や子どもへの支援体制が整っていると思いますか?	18.5	50.6	29.6	1.3	*
Q3-2: あなたの勤務先では「障害児」を抱えた保護者への支援や子どもへの支援体制が整っていると思いますか?	19.8	58.0	18.5	3.7	*
Q3-3: あなたの勤務先では「子育て」に関する保護者の悩みについて支援体制が整っていると思いますか?	16.0	59.3	24.7	0.0	*
Q3-5: あなたの勤務先では外部の「関係機関・専門職」との連携が整っていると思いますか?	32.1	46.9	16.1	4.9	*

\*p<.01

### 3. 保育現場における保護者相談・支援の現状

#### (1) 支援体制の現状

保育現場で実施されている保護者支援の中から児童虐待、障がい児、子育てに関する保育者の悩みを選択し、支援体制が整備されているかについて保育者に質問した(表5)。その結果、児童虐待( $x^2=11.9$ ,  $df=1$ ,  $p<.01$ )、障がい児( $x^2=25.0$ ,  $df=1$ ,  $p<.01$ )、子育てに関する保育者の悩み( $x^2=20.8$ ,  $df=1$ ,  $p<.01$ )についていずれも肯定群が否定群より有意に高い値を示した。保育者はこれらの3項目に関する保護者支援の課題について支援体制が整っていると捉えていることがわかる。また、外部の関係機関・専門職との連携が整備されていると回答した肯定群は否定群より有意に多かった( $x^2=27.3$ ,  $df=1$ ,  $p<.01$ )。Q3-4は「あなたの勤務先では保護者相談の内容に関するケース会議を実施していますか?」という設問で、実施しているが55.6%、実施していないが44.4%であった(有意差なし)。ケース会議の実施率と非実施率はほぼ同率であることがわかる。

前項で保護者支援の体制が明確に整備されているかという質問に対し、肯定群と否定群に有意差は認められなかったことが示されたが、児童虐待、障がい児、子育てに関する保育者の悩みという具体的な支援課題については支援体制が整備されていると多くの保育者が回答している。具体的な支援課題については支援体制が整っていると認識しているが、全体的な支援体制については評価が分かれた結果となった。

本研究のアンケート票においては支援体制の具体的な内容を問う質問項目が設置されていないため、個々の支援課題が支援体制の整備に対する全体的なイメージ形成にどのような影響を及ぼしているか判断できない。今後、全体的な支援体制のイメージを具体的に提示した上での調査・検証が必要である。

#### (2) 保護者からの相談内容

保護者からの相談内容に関する質問の結果を表6に示す。最も相談を受けた割合が高かった内容は「園での子どもの様子」であった。その他には保護者同士の人間関係、

表6 保護者の相談内容

保護者の相談内容	回答率(%)
園での子どもの様子	84.0
子どものしつけ	71.6
子どもの障がい	66.7
子育ての不安	65.4
児童虐待	30.9
家庭内の人間関係	30.9
その他	30.9
生活上の悩み	22.2
経済的な悩み	11.1

離婚問題、保護者自身のメンタル面の不調の相談、園以外の子どもの様子などがあつた。

#### (3) 対応が困難な事例

これまで実際に経験した保護者からの相談のうち最も対応が難しかったケースにつき、自由記述による回答を求めた結果、49の事例が得られた。49の事例を前項の保護者の相談内容に関する分類項目(9項目)に従って分類したところ1ケースの中に複数の分類項目が含まれるケースが多いことが判明した。そこで、保育現場における多岐にわたる保護者支援の内容を「子育て相談」と「気になる保護者」に大別した牧野(2012)の分類法を参考に、「主として子どもに関係すること」「主として保護者に関係すること」の2つのカテゴリーで再分類した。その結果、主として子どもに関係する事例が17(34.7%)、主として保護者に関係する事例が32(65.3%)に分類された。各カテゴリーの一例を表7に示す。 $x^2$ 検定の結果、保護者に関係する事例数は子どもに関係する事例数より有意に多いことがわかった( $x^2=4.59$ ,  $df=1$ ,  $p<.05$ )。この結果から、保護者からの相談内容について最も対応が困難な事例は子育てに関する相談ではなく、保護者(母親)自身に起因する事項に関する相談であることがわかった。

本研究においては保育者の約7割が保護者支援に精神的負担感を抱いているという結果が得られた。この結果は、保育者の精神的負担感に保護者自身に起因する相談事の困難性が影響していることを示唆するものである。保護者対応の困難性と保育者のメンタルヘルスの関係は今後検証すべき課題と考える。

表7 保護者の相談内容

<主として子どもに関係するケースの一例>  
 ・現在4歳児、トイレトレーニングの相談。トイレに行く習慣がつかない。トイレでの排泄ができない。排尿間隔も定まっておらず、尿意を伝えることもない。保育園ではまずトイレに座ることから始めている。保護者にも現在の様子を伝えている。プールの時期を前にオムツでは他児と同じプールに入れないうえ、そのことについて保護者から夏までにパンツで過せるようにしてほしいと相談を受けた。家でもトイレトレーニングは進んでいない様子でパンツも、もれるからという理由ではきたがらないと言っている。保護者の気持ちもわかるが慎重に進めていきたいと考えている。

<主として保護者に関係するケースの一例>  
 ・母親がうつ状態のため、子どもとのコミュニケーションがうまくいかない。1つのアドバイスとして言ったことでも全てそのまま真面目に受け入れて深刻に捉えてしまう。私が言ったこと（たとえば～して見ては、といったこと）を一つ一つ実践してしまう。アドバイスとして聞き入れその中で自分なりに考えて取舍選択することができないので、本当に安易な考えでのアドバイスはできず、言葉選びに苦勞した。

IV. まとめと今後の課題

本研究の結果、つぎのことが明らかになった。

- ①保育者養成校で社会福祉援助技術または相談援助・保育相談支援の科目を学んだ保育者の約6割が養成校で社会福祉援助技術または相談援助・保育相談支援を学んだことにより知識・技術が得られ、約8割が保育現場で役立つと回答した。
- ②保育者の97.3%が社会福祉援助技術または相談援助・保育相談支援の知識・技術が保育者に必要であると回答した。
- ③保育者の73.1%は自分自身が社会福祉援助技術または相談援助・保育相談支援の知識・技術を身に付けていないと自己評価した。
- ④保育者の92.6%が社会福祉援助技術または相談援助・保育相談支援の知識・技術を学ぶ研修会等の機会があれば参加したいと回答した。
- ⑤保育現場における保護者支援の体制の整備、保護者支援実施の適切性、保護者支援に関する自分自身の取り組みへの評価、についていずれもポジティブな回答とネガティブな回答が同程度出現した。
- ⑥保育者の98.8%は保護者支援に関する知識・技術力を高めたいと思い、保護者支援に関する研修会等の機会があれば参加したいと回答した保育者の割合も98.8%と高い値を示した。
- ⑦保育者の約86.2%は保護者支援を行う上で上司、同僚など周囲のサポートが得られていると回答した。
- ⑧保育者の71.6%は保護者支援が精神的負担になっていると回答した。
- ⑨保育者の98.8%は保護者支援が保護者にとって必要であると回答した。
- ⑩保育者の69.1%は児童虐待に対して、77.8%は障がい児を抱えた保護者への支援について、75.3%は子育てに關

する保護者の悩みに対して、各々支援体制が整っていると回答した。

- ⑪保育者の79.0%は外部の関係機関・専門職との連携が整備されていると回答した。
- ⑫保護者からの相談内容で回答率が50%以上の項目は、園での子どもの様子(84.0%)、子どものしつけ(71.6%)、子どもの障がい(66.7%)、子育ての不安(65.4%)であった。
- ⑬保護者からの相談内容について最も対応が困難な事例は子育てに関する相談ではなく、保護者(母親)自身に起因する事項に関する相談であることがわかった。

本研究の被調査者は、21歳から59歳の保育者で構成されており、保育者養成校において社会福祉援助技術を履修した者、相談援助・保育相談支援を履修した者、どちらも履修していない者の組み合わせとなっている。子どもや保護者に対する支援に関する科目を養成校時代に履修したか否かにかかわらず、保育者のほぼ全員が支援に関する知識・技術が保育者にとり必要と認識し、スキルアップをしたいと願っている。この結果は、保育制度の改革の中で保護者支援が保育者の職務として位置づけられたことを反映したものと考えられるが、日々、子どもと保護者に関わる保育者にとり日常の保育の臨床場面で生じる切実な願いであると考えられる。

保育者養成校は「相談援助・保育相談支援」のシラバスを構成する上で、保育現場における保護者支援の事例に即した演習課題や学生自身が主体的・協働的に課題に取り組むアクティブ・ラーニング等の学修法を積極的に取り入れ、保育学生が保育現場で実際に支援を展開できる知識・技術を学ぶものとして意識する必要がある。

本研究の結果から保育現場における保護者支援を有効に展開するためには保育者養成校において対人支援技術の中核となる「相談援助・保育相談支援」の役割を保育現場の視点から再考し、教授内容を再検討することの必要性が示唆された。しかし、本研究の調査対象者のうち「相談援助・保育相談支援」を履修したものは「社会福祉援助技術」履修者より少ない人数であった。今後、現行の科目である「相談援助・保育相談支援」履修者の調査件数を増やし、「相談援助・保育相談支援」履修者を対象とした研究結果と本研究の結果を比較分析する必要がある。

引用文献

- 1) 五十嵐峰子(2013):「保育相談支援」技術の体系化に向けた教育方法. 金城紀要, 37, 19-27.
- 2) 亀崎美沙子(2015):保育士養成課程における「保育相談支援」の教授法に関する検討—保育相談支援の一形態としての連絡帳に着目して—. 松山東雲短期大学研究論集, 45, 1-9.

- 3) 加藤和子 (2013): 「保育相談支援」の授業の取り組みとその効果 (1) 保育実践力の向上を目指す試み, 聖和学園短期大学紀要, 50, 1-9.
- 4) 勝間田明子・江藤明美 (2014): 保育教諭の専門性に関する一考察—「相談援助」の授業から—, 鈴鹿短期大学生生活コミュニケーション学研究所年報, 5, 35-44.
- 5) 厚生労働省 (2008): 保育所保育指針解説書. フレーベル館.
- 6) 小沼 豊・山口豊一 (2015): 保育者によるカウンセリング・マインドを生かした保護者支援: 保育現場における臨床心理的援助. 跡見学園女子大学附属心理教育相談所紀要 (12), 49-62.
- 7) 厚生労働省 (2010a): 保育士養成課程の改正内容について. 第5回保育士養成課程等検討会資料.
- 8) 厚生労働省 (2010b): 保育士養成課程等の改正について (中間まとめ). 保育士養成課程等検討会.
- 9) 厚生労働省 (2015): 指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について (雇児発 0331 第 29 号).
- 10) 牧野桂一 (2012): 保育現場における子育て相談と保護者支援のあり方. 筑紫女学園大学・筑紫女学園大学短期大学部紀要, 7, 179-191.
- 11) 森 隆子・山本真由美 (2008): 保育現場におけるカウンセリングマインドを生かした養育者支援. 徳島大学総合科学部人間学研究, 16, 63-82.
- 12) 鈴木久美子 (2015): 保育士養成課程における「相談援助」科目に関する研究. 常葉大学短期大学部紀要, 46, 105-118.
- 13) 田家英二 (2014): 保育士養成とソーシャルワーク. 鶴見大学紀要, 51 (3), 19-28.
- 14) 徳広圭子 (2014): 指定保育士養成校における「保育相談支援」の教授法—帰納法的演習の試み—. 岐阜聖徳学園大学短期大学部紀要, 46, 41-50.

### Abstract

In the nursery's training school in Japan, the classes for the "Social Work" and the "Consultation and Support for Child Care" have been given to students who have entered the schools since the fiscal year of 2011. It has been 5 years since the classes for the "Social Work" and the "Consultation and Support for Child Care" started at the nursery's training schools, however, there are only a few studies regarding how the "Social Work" and the "Consultation and Support for Child Care" classes have been provided at the actual nursing site such as nurseries, and how the caregivers understand the importance of the "Social Work" and the "Consultation and Support for Child Care". Therefore, in this study we investigated the actual situation on how the "Social Work" and the "Consultation and Support for Child Care" have been provided at the nursing site with caregivers who work for the nurseries as research subjects. From the results for the research, we have found that a high proportion of caregivers thought that they did not have enough knowledge / skills on the "Social Work" and the "Consultation and Support for Child Care" and they felt a strong sense of burden on supporting guardians. Reconsideration of lessons at the nursery's training school and workshops for caregivers are required to be provided in order to improve the caregivers' function to support guardians on the nursing sites.